

平成30年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2019年3月8日（金）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（榎地域振興部長） まだお見えになっていない方がお一人いらっしゃいますが、おくれるというご連絡がございましたので、会議を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成30年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民文化局地域振興部長をしております榎でございます。

審議会を開催するに当たりまして事務的なご説明などがございますので、しばらくの間、私が議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

2. 局長挨拶

○事務局（榎地域振興部長） それでは、次第1になりますが、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の高野からご挨拶を申し上げます。

○高野市民文化局長 市民文化局長の高野でございます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様には、日ごろから札幌市の安全で安心なまちづくりに特段のご理解とご協力を賜り、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

本審議会につきましては、現委員の皆様にご就任いただいてから延べ4回目の開催となりまして、本日が皆様の任期最後の審議会となる予定でございます。本当に長きにわたり審議会にご出席いただきまして、貴重なご意見をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

一昨日、札幌市の第1回の定例市議会が終わりました。代表質問や予算特別委員会の中でも議論があったのですが、私どもが推進しております防犯カメラの設置について、議員からプライバシーの関係でいろいろと質疑があったところでございます。

私どもとしては、補助制度の設計に当たりましては、他の政令市の事例なども十分に考慮しながら、個人のプライバシーにもきちんと配慮するという手引などもつくってまいりましたが、地域での合意のとり方に問題があったという指摘がありまして、その議論につきましては、引き続き行っていくところでございます。

いずれにいたしましても、札幌市としては、犯罪の抑止力に防犯カメラが欠かせないと考えておりますので、引き続きその点を訴えていきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましても、どうかお力添えのほどをよろしくお願いいたします。

きょうの審議会におきましては、各実施事業についてご報告をさせていただきます。また、そのほかに、第2次の基本計画が策定されて来年度で5年目を迎えるに当たりまして、犯罪情勢に即した見直しを行うことを予定しておりますので、委員の皆様には、今後検討するに当たって忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

結びになりますけれども、委員の皆様のますますのご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長） 高野は、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

◎事務局連絡事項

○事務局（榎地域振興部長） 続きまして、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてお話をさせていただきます。

○事務局（池田区政課長） 地域振興部区政課長の池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、座席表、次第、それから、資料が少し多いのですが、1-1が平成30年度における防犯の取り組みについて、資料1-2が平成30年度札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰結果について、資料1-3が札幌市における性暴力被害者支援の取り組みについて、資料1-4が安全で安心な公共空間整備促進事業（防犯カメラ設置補助事業）について、それから、資料2-1が札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正について、資料2-2が札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱、それから、資料3-1が札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて、資料3-2が第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系です。最後に、参考資料としまして、札幌市内の犯罪情勢、それから、「女性の防犯ハンドブック」となっております

過不足がございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、留意事項でございますが、本審議会は公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきたいと思っております。ご発言される場合は、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項の説明につきましては、以上になります。

本日は、遅参のご連絡があります國本委員を除きまして、今のところ13名中12名の委員にご出席をいただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

私からは以上でございます。

○事務局（榎地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、これ以後の進行につきましては、吉田会長をお願いしたいと思います。

吉田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○吉田会長 それでは、これから私が進行役をさせていただきます。

早速ですが、次第2の平成30年度における札幌市の取り組みにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 市民文化局区政課地域防犯担当の後藤と申します。

私より、札幌市の防犯の取り組みについてご説明をしたいと思います。

お手元の資料1-1をごらんください。

こちらでは、平成30年度における防犯の取り組みについてご紹介をさせていただきます。中身としまして、大きく基本方針ごとに分けておりまして、基本方針1から主な取り組みについて、順次ご紹介したいと思います。

まず、基本方針1としては、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるとしてございます。まず、出前講座についてですが、防犯講話の実績を計上しております。平成30年度におきましては、3月1日現在ではございますが、件数が49回、受講者が3,082人となっております。

このうち、特に希望の多かったテーマとしましては、子どものための防犯教室が29回、次いで、振り込め詐欺の被害を防ぐためにというテーマで16回行っているところでございます。基本的に中心となっているのはお子さんへの防犯対策で、特に関心が高かったという結果となっております。

続きまして、(2)啓発としましては、①の女性の犯罪被害防止、次のページに続きまして、④の「犯罪被害者週間」街頭啓発を含めて、全部で四つの取り組みを行っております。こちらについては、資料での紹介とさせていただきたいと思っております。

続きまして、(3)の広報でございます。

こちらは、既にごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、広報さっぽろ3月号に、特集の形で、「身近な犯罪から見を守るために」と題して、冒頭6ページにわたり、主に三つの犯罪の手口について紹介しております。また、被害防止のポイントについても簡単に説明しております。

次のページをごらんいただきまして、③に女性の防犯ハンドブックの作成と書いてございます。

こちらは、当審議会の中で、女性の防犯会議ということで集まっていたいただきまして、数々のご助言をいただいた内容をもとに、こちらでまとめさせていただきました。

お手元のピンク色の冊子は、見本の段階ではありますが、こういった形でまとめさせていただきますところでございます。こちらは、おおむね3月中旬の印刷完了を目指しておりまして、でき次第、市内の高校等に順次配布するほか、啓発活動に利用させていただきたいと考えております。

続きまして、(4)の研修・講座としましては、犯罪被害者等支援研修の実施ということで紹介してございます。

こちらは、例年行っているところをごさしまして、中身としましては、札幌市職員を対象に、犯罪被害者等の現状を理解し、窓口対応などでの2次被害を与えないようにすることですとか、安全で安心なまちづくりの取り組みを進めるために実施しているところがございます。

今年度につきましては、「犯罪被害者として、息子の思いを生きる」と題しまして、北海道交通事故被害者の会副代表の真島様に加えて、「犯罪被害者が抱える様々な問題」と題しまして、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター理事長の善養寺様に講師としてご協力をいただいたところでございます。

では、次のページに進みます。

次に、基本方針2としましては、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくるとしております。

まず、事業者の防犯活動促進といたしまして、地域安全サポーターズの登録数を指標としております。平成30年度については、3月1日時点ではございますが、1,819の事業者の方にご協力をいただいているところでございます。

この取り組みといたしましては、(3)の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施ということで、平成28年から実施している表彰制度がございます。

今年度につきましては、お手元にお配りしている資料の1-2に、功労者表彰の結果についてということで、当日の様子などを写真で紹介してございます。

まず、防犯部門としまして、地域で防犯活動を行っていらっしゃる個人あるいは団体、事業所を対象に市役所内で表彰式を行いました。また、保護司の皆様につきましては、10月18日に開催されました北海道・道央ブロック更生保護研究大会に出席させていただきました、表彰を行いました。

資料1-1に戻りまして、(4)性暴力被害者支援センター北海道SACRACH(さくらこ)への支援についてでございます。こちらも資料1-3で実績について簡単にまとめてございますが、本日は資料の紹介のみとさせていただきたいと思っております。

それでは、次のページに進みまして、基本方針3、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるということで、まず、子ども110番の家支援事業の実績についてでございますが、平成30年度は、3月1日時点で9,734件の方にご登録いただいている状況です。

こちらの取り組みとしましては、子ども110番の家支援事業のほかに、ススキノ歓楽街対策としまして、クリーン薄野活性化連絡協議会による防犯プロジェクトや、次のページに進みまして、防犯啓発パレードを行っているところでございます。

加えて、今年度、平成30年度からは、安全で安心な公共空間整備促進事業としまして、町内会の方を対象とした防犯カメラ設置補助の取り組みを開始したところでございます。

こちらにつきましては、資料1-4において、安全で安心な公共空間整備促進事業ということで、大きく二つの内容をご紹介します。

一つは、平成30年度の申請状況及び設置場所として、平成31年3月1日現在で申請のあった町内会の数、そして、設置された防犯カメラの台数ということでご紹介しております。

まず、町内会数は合計29団体で、中央区の6団体が一番多く、次いで南区の5団体、以降、白石区、豊平区、清田区、手稲区が各3団体ずつということで申請をいただいたところでございます。

また、設置台数としましては合計73台ですが、設置予定のものも一部含まれております。こちらは、中央区の20台が最も多く、次いで南区が12台という状況でございます。また、設置場所としましては、電柱に取りつける事例が最も多く、合計で32台です。次いで、私有地が25台となっております。

2番目の今後の防犯カメラの補助事業の計画については、今後、平成32年までの予定を紹介しております。

今年度から始まった事業のうち、町内会が設置する防犯カメラの機器及びその設置費用を補助する本制度につきましては、平成32年度までの実施を予定しておりますが、予算及び目標台数について大幅な見直しを行ったところでございます。町内会に対する補助制度については、3年間で600台、加えて、市の設置につきましては20台の合計620台という計画で見直しを行ったところでございます。

私からの説明は以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方からご質問がございましたらお願いいたします。

○田畑委員 先ほどの局長のお話にもありましたが、防犯カメラの件でお聞きしたいと思います。

今、議会のほうで問題になったというのは、恐らく白石区の町内会のお話だと思いますが、新聞を読んだりしていると、プライバシーの問題などがあるということですが、実際に、議会において、どういうことがあるので防犯カメラに反対するというお話があったのでしょうか。

○事務局（池田区政課長） 経過も含めてということですか。

○田畑委員 はい。

○事務局（池田区政課長） 区政課長の池田でございます。

ただいまご質問のあった件ですが、新聞等で報道されているのは、白石区の本郷地区にある単位町内会ですが、こちらは、単位町内会とはいえ、かなり広くて、4,000名ほどの人口を抱えている町内会でございます。

場所的には南郷7丁目駅から北側の地域でございまして、本郷商店街や水源地通など、繁華街を抱えた町内会ということで、町内会の皆様としても、単身の世帯が結構多く、特

に単身の女性の方が多く住んでおります。そういった方たちが日ごろから安心・安全に暮らせるようにという意識が高く、防犯カメラ設置の補助の申請をいただいたところです。

しかし、通常の町内会の合議の手続を経て、我々のほうに申請いただいて設置を進めていたのですが、設置の決定自体を昨年中に終えて設置まで完了したところで、町内会の一部の方から、この防犯カメラの話聞いていないということが噴出しました。ご意見をいただいた方は、やはりプライバシーの問題が一番に挙げられていました。

我々は、補助の申請に当たって、まず、町内会として合意をとって、設置について決定してくださいとお願いしていました。また、その上で、プライバシーについては、設置したカメラの先にある玄関や窓などが映った一般家庭については、個別に同意をとってくださいというお願いをしておりました。

今回、お申し出のあった方については、固定カメラの先にある世帯の方というよりは、日ごろ防犯カメラの前を通る方からのお申し出ということでございました。

私どもとしては、防犯カメラの設置に関して言えば、通行人の方一人一人に同意をとることは想定しておりませんし、それをもってプライバシーの侵害になるとは認識していなかったもので、そのことより、映った先にきちんと同意をとってくださいという言い方をしておりました。

そして、町内会としては、一旦撤去した上で、もう一度きちんと合意形成を図って再設置に向かいましょうというのが今の段階です。

なお、設置自体については、町内会としてまだ決めていませんので、今の時点では撤去の状況のままです。

○田畑委員 そのときは、4台全部を外したのですか。

○事務局（池田区政課長） 4台とも外しました。

町内会としましては、この先、その設置に向けて検討は続けていくということです。

我々としては、先日の議会でも答弁させていただきましたが、本郷町内会だけでなく、大きくは合意形成の部分、全体として設置する部分、それから、設置したカメラのプライバシーをいかに確保するかという部分、もう一点あるとすればその画像の提供の仕方ですが、大きく言えば三つが問題として挙がっています。

合意形成の部分については、昨年度の春に出した手引の中では、町内会の中で合意をとってくださいと書いてはいるのですが、その方法について町内会の方たちに対してわかりやすかったかというところ、そこは課題があったと思っています。ですから、来年度に向けて、手引のその部分は少し補強していきたいと考えております。

それから、プライバシーの部分についても、同意をとってくださいと書いてあるのですが、どこのご家庭までが対象になるのかということを確認して書いていませんでした。そこについて、町内会の皆様が自分たちで判断するのはなかなか難しいと思いますので、もう少し解説をつける必要があると考えております。

それから、最後のカメラの画像の提供につきましては、管理運用基準のひな形を定めて、

それに沿って管理の運用基準をつくってくださいということでお願いしております。この中に、画像の提供については、警察の方から捜査関係事項照会書等の文書の提出を受けたら、管理責任者が審査、許可した場合のみ提供を行うと書いてあります。ただ、この部分についても、町内会の方たちは、警察の方が来たら必ず出すのだと理解しがちなところがあります。一般的には、警察の方が捜査の照会を持ってくる場合は、何がしかの犯罪が起きているわけですから、通常はそこに協力するという行動になると思いますが、その原則の部分ですね。あくまでも捜査は任意ということをご理解いただいた上で、この基準をつくっていただくということで、もう少し理解が進むような手引となるように、来年度に向けて少し補強していきたいと考えております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○田畑委員 そうすると、平成32年度まで計画を立てていますので、防犯カメラの設置という補助事業は変わらずに続けられるのですね。

○事務局（池田区政課長） 設置に対する支援自体は続けていきたいと考えております。

冒頭、係長の後藤から、内容が大きく変わりますというお話をさせていただきましたが、これは、篤志家のご寄附を財源にしている事業ですけれども、当初、昨年いただいた1億円に加えて、合計で4億円を3年間でということで事業を組んでいました。ただ、昨年9月に北海道胆振東部地震が起きまして、その篤志家の方からの申し出で、残りの3億円は被害に遭われた方の義援金として回したいという申し出がありました。

そのときに、我々が町内会の申請の動向等を見たところ、市で設置しようと思っていた台数は減るかもしれませんが、1億円で3年間あれば何とかやっていけるのではないかとこの見通しが立ちまして、今年度の予算を要求して組み立てるときに、その1億円で再構築をさせていただいたということです。

○吉田会長 事務局のほうで、さらに3点ほどの問題点があるということで、これからさらに詰めていかれるのですね。

○事務局（池田区政課長） はい。来年度に向けて、手引の内容について、町内会の方へのご説明の部分で少し補強していきたいと考えております。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

○三浦委員 三浦です。

資料1-1の基本方針1、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるということで、広報さっぽろに、6ページにわたって詐欺の状況などを詳しく載せていただきまして、これは大変いいことだと思います。

これに当たりまして、この対象となる方に、我々も含めてどう紹介をしていくか、また、紹介しているのかということをお聞きいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 今回の広報誌には、侵入窃盗やサイバー犯罪が起きているので、その対応としてこういうことに注意しましょうということを書かせていただきました。

これらの周知につきましては、資料にも書いておりますように、出前講座ということで、地域のほうからお話を聞きたいという要望があった場合に、現地に赴いて、その内容に応じたお話をさせていただいているところでございます。

あとは、その状況に応じてチラシ等を通して啓発活動を実施したり、ホームページ等で紹介する取り組みを行っているところでございます。

また、近々、市のほうで持っている広報のラジオ番組でこの内容をお伝えする予定がございます。

○三浦委員 わかりました。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、先に進みます。

次は、次第3の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正についてです。

これにつきまして、藤本委員からご提案があるということでございますので、説明をお願いいたします。

○藤本委員 資料2-1です。

保護司をしております藤本でございます。

この安全で安心なまちづくりの表彰規定の中で、保護司さんに対して市長表彰をいただくということで、要綱を作成していただいておりますが、更生保護というのは、犯罪を犯した方々の更生のために努力をしております。

保護司としては、法務大臣の委嘱を受けてそういう活動をしてしておりますが、この法務大臣の委嘱を受けたほかに、女性の方を中心とした更生保護女性会という団体と、それから、大学生あるいはその大学生と同じような若い年代の方々が集まって更生保護の活動をしているBBS会がございます。

この活動をされている方は、主に刑務所から出て行くところのない方を収容する更生保護施設の昼食あるいは夕食のお手伝いをしたり、刑務所の運動会のお手伝い、それから、女性出所者全員の教育等に携わっております。また、BBSの若い方につきましては、若い受刑者の更生のために活動しているということで、保護司さんだけの表彰もいいのですが、そういう方々も日ごろ努力をしておりますので、表彰の機会を与えていただきたいと思います。

要綱の中では、「保護司として、更生保護活動に功績のあった個人」という文面になっていますが、「保護司として」というところを削除して、「更生保護活動に功績のあった個人」と変更していただきましたら、幅広く更生保護活動の功績のあった方を表彰できるのではないかとご提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○吉田会長 それでは、事務局のほうからご説明はありますか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 藤本委員からお話いただいた内容のとおりでございます。

今回は、表彰の対象についての改正の提案となりまして、具体的には、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱第3条の表彰の対象の改正のご検討となります。

資料2-2に要綱の全文を載せておりますが、ここの第3条の(3)に「保護司として、更生保護活動に功績のあった個人」と書かれてございます。こちらの「保護司として」という言葉を外して、「更生保護活動に功績のあった個人」という形に改めるというご提案でございます。

こちらにつきましては、皆様のご意見をお聞きしてお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○吉田会長 それでは、委員の方から、この改正案につきましてご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、今のご提案のとおり、第3条(3)の「保護司として」という部分を削除するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、次第4の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについてでございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 私から、資料3-1の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについてご説明いたします。

先ほど、資料1-1で札幌市の取り組みについてご紹介させていただきましたが、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画につきましては、現在、平成27年度に策定された第2次計画を運用しておりますけれども、この計画は平成31年度までとなっておりますので、平成32年度以降の取り組みについてどのように考えていくかという計画を策定していく必要があるため、この計画の見直しを行うことになってございます。

現計画の体系につきましては、資料3-2の中でご紹介しております。

まず、基本目標として犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現というものがありまして、これを達成するための基本方針として、大きく三つの項目に分かれております。

こちらは、条例に基づいて定められている内容となっております、それぞれの方針を達成するための基本施策として、それぞれ5項目から6項目に分かれて策定されているところでございます。こちらの中身ついて、今後、具体的にどのような取り組みを行っていくかということを検討していくことになります。

現時点における見直しの考え方については、2番目以降で紹介しておりまして、大きく現状の課題と見直しのスケジュール案に分けて紹介しております。

現状におきましては、大きく四つの課題があると考えております。

まず、一つが自主防災活動の活性化ということで、担い手の高齢化等により活動の維持が困難となってきている状況についてどのように考えていくかということです。

続いて、女性や子ども、高齢者等の安全確保としまして、先ほどの広報誌等でも紹介しておりますが、実にいろいろな事案が発生しておりまして、高齢者の方を対象とした特殊詐欺や女性や子どもに対する声かけ事案が依然として多い状況でございますので、こういったものに対してどのように対策を考えていくかということを課題として挙げております。

続いて、③公共空間の防犯環境整備の促進ですが、こちらにつきましては、先ほどもご紹介しました防犯カメラの関係を課題として取り上げてございます。

防犯カメラの設置につきましては、防犯に対して効果が高いということで期待されております一方、プライバシー系への配慮もございまして、この両立を図るため、ガイドライン等の内容の充実をしつつ、設置への支援を行っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

最後に、安全で安心なまちづくりにおける防犯以外の観点からの取り組みの推進として、藤本北海道地方保護司連盟会長など、更生保護活動を行っていらっしゃる多くの方の支援を初めとした再犯の防止等の取り組みや、万が一被害に遭われた方への支援の取り組み内容について考えていくというものでございます。

最後に、見直しのスケジュール案でございますが、現在、犯罪や防犯に対するテーマ、認識について、広く市民の意見を伺いためにアンケートを行っております。こちらの結果等を踏まえて、8月ころに開催予定の審議会で諮問をさせていただきまして、答申を経て、パブリックコメントを通して2020年2月以降に基本計画の見直し案を決定するという流れで考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、先に進めさせていただきます。

続いて、その他ですが、本日の議題全体を通じて意見、質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、本日の議題はこれで終了させていただくことにします。

それでは、司会を事務局にお返しします。

4. 閉 会

○事務局(榎地域振興部長) 吉田会長、どうもありがとうございました。

以上で本日の会議は終了となりますが、先ほど市民文化局長からもお話をさせていただきましたように、今後、新たに審議する事項がない場合には、本日の会議が現委員による今期最後の会議となります。

委員の皆様におかれましては、2年間にわたりまして札幌市の安全で安心なまちづくり

の取り組みに対してお力添えをいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

来期につきましても、引き続き、委員をお願いすることになる方もいらっしゃると思いますが、来年度は新たな基本計画の見直し作業に入りますので、そういった点でまたいろいろとご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

また、退任される委員の皆様につきましても、引き続き、札幌市の安全で安心なまちづくりの取り組みにつきまして、ぜひお力添えいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところをどうもありがとうございました。

以 上